

議員提出議案第 五 号

国民健康保険制度に対する都道府県負担の導入反対に関する意見書
このことについて、別紙のとおり大蔵大臣、厚生大臣、自由民主党幹事長、自由民主党
政調会長、自由民主党地方行政調査会長に意見書を提出する。

昭和六十一年十二月二十五日

提出者	三朝町議会議員	藤 井 十 成
賛成者	三朝町議会議員	倉 本 良 人
賛成者	三朝町議会議員	石 山 利 男
賛成者	三朝町議会議員	山 本 仁
賛成者	三朝町議会議員	名 越 典 由

昭和六十二年拾貳月廿五日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

国民健康保険制度に対する都道府県負担の導入反対に関する意見書

国は、明年度の予算編成に当たり、国民健康保険制度における都道府県負担の導入（国庫負担分の一部を都道府県に肩代わり）を検討されているが、これは医療保険制度の基本にかかわる重大問題であって、国の財政上の都合で軽々に制度変更をすべきではなく、また国保財政に地方一般財源を投入することは、他の保険制度とのバランスを欠くこととなり、極めて不適当である。

更に、都道府県負担が導入され、その額が地方交付税で財源措置されることとなれば、その結果として市町村分の地方交付税が減少することになり、現在、国保財政収支の極度の悪化により大きく圧迫を受けている町村財政は、一層の圧迫をこうむることとなる。

このように、国の負担軽減のみを意図する都道府県負担の導入は、国保行政に対する国の責任を単に地方に転嫁するに過ぎないものであるので、このような措置に対し断固反対するものである。

右、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和六十一年十二月二十五日